

参考（改正後の通知全文）

厚生労働省発社援第 1005003 号
平成 17 年 10 月 5 日

第一次改正、第二次改正
第三次改正、第四次改正
第五次改正、第六次改正
第七次改正、第八次改正
第九次改正、第十次改正
第十一次改正、第十二次改正
第十三次改正、第十四次改正
第十五次改正、第十六次改正
第十七次改正、第十八次改正
第十九次改正

省 略

第二十次改正
厚生労働省発社援 0709 第 12 号
令和 3 年 7 月 9 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官

社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について

標記の国庫負担（補助）金の交付については、別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成 17 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、平成 3 年 11 月 25 日厚生省社第 409 号「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）について」は廃止する。

おって、平成 16 年度以前に交付された国庫負担（補助）金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

さらに、本通知中、社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内社会福祉法人等に対し、貴職からこの旨通知されたい。

別 紙

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

第 1 通 則

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}_{労働省}令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

（交付の目的）

- 1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下第 2 において「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和 25 年法律第 144 号）、「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定 義）

- 2 第 2 において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 生活保護法第 38 条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
(2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 7 号に基づく授産施設（(1)による授産	社会事業授産施設		

施設を除く。)			
(3) 障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第11項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		
(4) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護（以下「居宅介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 （以下「居宅介護事業所」という。） 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所		

に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所	相談支援事業所		
(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）	身体障害者社会参加支援施設	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設
(6) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所及び第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター	児童福祉施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	障害児入所施設 児童発達支援センター	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター
(7) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所	居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所		

(8) 障害者総合支援法 第5条第28項に基 づく福祉ホーム	福祉ホーム		
(9) 平成17年10月 5日社援発第10050 10号厚生労働省社会 ・援護局長通知「社 会福祉施設等におけ る応急仮設施設整備 の国庫補助の取扱い について」に基づく 応急仮設施設	応急仮設施設		
(10) 社会福祉法第2 条第3項第8号に 基づく無料低額宿 泊所	無料低額宿泊所		
(11) 生活保護法第30 条に基づく日常生 活支援住居施設	日常生活支援住 居施設		
(12) 上記以外の施設 であって、当該施 設について国が当 該施設の設置及び 運営についての基 準を定めており、 かつ、厚生労働大 臣が特に整備の必 要を認めるもの	その他施設		

3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(1) 第2の2の表第1号、第2号、第11号及び第12号に掲げる施設（以下「保護施設等」という。）並びに保護施設等に係る第9号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成１７年１０月５日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成２８年１１月１８日社援発１１１８第３号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成１７年１０月５日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成１７年１０月５日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
応急仮設施設整備	平成１７年１０月５日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

(2) 第2の2の表第3号、第5号及び第6号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第9号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等 （沖縄県及び那覇市が行う施設整備を除く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。）	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

避難スペース 整備 (第5号に掲げる施設 の整備を除く。)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施 設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取 扱いについて」により避難スペース整備をすること。
--	--

(3) 第2の2の表第4号及び第7号の施設並びに同号の施設に係る第9号の施設
の場合

整 備 区 分	整 備 内 容
創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含 む。）をすること。
大規模修繕等 (沖縄県及び那覇市が 行う施設整備を除く。 ただし、共同生活援助 事業所及び「障害者支 援施設等における防犯 対策等の強化に係る整 備について」による整 備はこの限りではな い。)	既存施設等について平成17年10月5日社援発第10 05006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設 等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及 び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防 犯対策等の強化に係る整備について」により整備をする こと。
応急仮設施設 整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設 整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をする こと。
避難スペース 整備 (居宅介護及び相談支 援を行う事業所の施設 整備を除く。)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施 設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取 扱いについて」により避難スペース整備をすること。

(4) 第2の2の表第8号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設について平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。

(5) 第2の2の表第10号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設について令和元年6月27日社援発0520第4号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備をすること。

(交付の対象)

- 4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	生活保護法第74条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市（沖縄県及び那覇市を除く）	3／4	2／3

				く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。)		
(2) 社会事業 授産施設	社会福祉法第 2条第2項第 7号	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市 (沖縄県及び 那覇市を除 く。ただし、 「障害者支援 施設等におけ る防犯対策等 の強化に係る 整備について」による整備はこの限り ではない。)	3 / 4	2 / 3
(3) 障害福祉 サービス事 業所等 7 障害福祉 サービス事 業所(療養 介護を除 く。)	障害者総合支 援法第79条 第2項	障害者総合支 援法第79条 第2項に基づ き事業を実施 する法人(社 会福祉法人、 医療法人、日 本赤十字社、 公益社団法人、一般社団 法人、公益財 団法人、一般 財団法人、NPO 法人、営利法 人等。以下	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3 / 4	2 / 3

		「社会福祉法人等」という。）				
イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
(4) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
(5) 身体障害	身体障害者福	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は	3／4	2／3

者社会参加 支援施設	祉法第28条 第3項			指定都市若し くは中核市		
(6) 児童福祉 施設等						
ア 障害児入 所施設	児童福祉法第 35条第4項	社会福祉法人 又は日本赤十 字社若しくは 公益社団法人 又は公益財団 法人	児童福祉法 第56条の 2第1項	都道府県又は 指定都市若し くは児童相談 所設置市	3 / 4	2 / 3
イ 児童発達 支援セン ター	児童福祉法第 35条第4項	社会福祉法人 等	児童福祉 法第56 条の2第 1項	都道府県又は 指定都市若し くは児童相談 所設置市	3 / 4	2 / 3
ウ 児童発達 支援事業 所、放課 後等デイ サービス 事業所	児童福祉法第 34条の3第 2項	社会福祉法人 等	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3 / 4	2 / 3
(7) 居宅訪問 型児童発達 支援事業 所、保育所 等訪問支援 事業所及び 障害児相談 支援事業所	児童福祉法第 34条の3第 2項	社会福祉法人 等	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3 / 4	2 / 3
(8) 福祉ホー ム	障害者総合支 援法第79条 第2項	社会福祉法人 等	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3 / 4	2 / 3
(9) 応急仮設 施設	平成17年1 0月5日社援 発第1005010号	本表中の施設 の種類ごとに 定められてい	予算措置	都道府県又は 指定都市若し くは中核市	3 / 4	2 / 3

	厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	る設置者				
(10) 無料低額宿泊所	社会福祉法第2条第3項第8号	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
(11) 日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
(12) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3

5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1又は別表1－2の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表の①欄に定める施設の種類（障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所として整備する場合には、4の表の①（3）ア、（6）イ若しくは（6）ウのいずれか一つの施設の種類）ごとに、別表1－

1又は別表1－2の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。

ウ アにより選定された額に4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類ごとの額（以下「国庫補助基本額」という。）に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の（ア）から（エ）のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。

（ア）地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額

（イ）地域交流スペースに係る対象経費の実支出額

（ウ）地域交流スペースに係る基準額

a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）26,000千円（初度設備相当を併せて整備する場合は27,400千円）

b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合36,080千円（初度設備相当を併せて整備する場合は37,480千円）

c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）35,200千円（初度設備相当を併せて整備する場合は38,960千円）

d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、49,790千円（初度設備相当を併せて整備する場合は53,550千円）

（エ）地域交流スペースに係る都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助額

（2）（1）以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 別表1－3及び別表4の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「都道府県（指定都市及び中核市）補助基本額」という。）に、4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、同表の⑦欄に定める

国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。

ア 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合

(1) のうち「4の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める県補助率」と、「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

イ ア以外の施設の場合

(3) のイ中「4の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	県補助率 ③	国庫補助 率 ④
ア 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・ 障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。） ・ 障害者支援施設 ・ 身体障害者社会参加支援施設（盲導犬訓練施設を除く。） ・ 障害児入所施設（主として、知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	5/6	4/5

	・ 障害児入所施設 （主として、重症心身障害児（児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう）を入所させるものに限る。）	9/10	8/9
イ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号）第 2 条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・ 児童福祉施設	4/5	5.5/8
ウ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）第 2 条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・ 救護施設 ・ 障害者支援施設 （生活介護又は自立訓練を行うものに限る。） ・ 障害児入所施設	5/6	4/5
エ 地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条に規定する地震防災緊急事業五箇	・ 救護施設 ・ 障害者支援施設 （生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	5/6	4/5

年計画に基づいて 実施される事業のう ち、同法別表第1に 掲げる社会福祉施設 (木造施設の改築と して行う場合)	・ 障害児入所施設		
---	-----------	--	--

(補助金の概算払)

- 7 地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局長。以下「地方厚生(支)局長」という。)は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(交付の条件)

- 8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
- ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。
- イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。
- (ア) 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
- (イ) 建物等の用途
- (ウ) 入所定員又は利用定員
- ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。

エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告してその指示を受けなければならない。

オ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。

カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額 0 円の場合を含む。）は、別紙 7 の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付しなければならない。

ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ 間接補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。

シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。

ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（６）（５）により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が（５）のキによる報告を受けた場合には、別紙８により地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

（７）間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（８）間接補助事業者が（５）により付した条件に違反した場合には、この間接補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

（９）都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払によりこの間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（申請手続）

９ この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者は、別紙１の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（変更申請手続）

１０ 整備費補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、９に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 1 1 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

地方厚生（支）局長は、9若しくは10による申請書が到達した日から起算して原則として4月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（状況報告）

- 1 2 この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。

補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

（実績報告）

- 1 3 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

補助事業者は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（8の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

（補助金の返還）

- 1 4 地方厚生（支）局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- 1 5 特別の事情により6、9、10、12及び13に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。